

大牟田市企業管理者交際費支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業管理者が外部との交際上必要な経費（以下「交際費」という。）を支出するに当たり、一層の透明化を図るため、大牟田市企業管理者交際費の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出の相手方)

第2条 交際費の支出の対象となる個人及び団体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 上下水道行政の運営に直接かつ密接に関係のあるもの
- (2) 上下水道行政の発展に功績があったもの
- (3) 企業管理者が特に必要と認めたもの

(支出区分及び額)

第3条 交際費の支出区分及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会費・祝金 大会・会議・懇親会等への参加に係る経費及び慶事・記念式典・総会等行事に対するお祝いに係る経費で、2万円以内を基本とし、参加費等が定められている場合は定められた額とする。
- (2) 弔慰金 葬儀等における香典・供花等に係る経費で2万円以内で標準的な市価とする。
- (3) 贈呈費 誠意を表する場合の土産・記念品等に係る経費で、社会通念上妥当と認められる額とする。
- (4) 接遇費 各種団体等との意見交換や情報収集を目的とした協議・会合に係る経費で出席者1名につき1万円以内を基本とする。
- (5) 協賛・賛助・広告費 各種団体等の活動や大会開催の趣旨に賛同し、協賛・賛助する場合に係る経費で、社会通念上妥当と認められる額とする。
- (6) 見舞金 病気・負傷・災害等の見舞いに係る経費で、1万円以内を基本とする。
- (7) 激励・せん別費 各種団体等の激励に係る経費で2万円以内を基本とする。
- (8) 雑費・その他 消耗品等必要な経費のほか、その他企業管理者が特に必要と認めた場合に係る経費で、実費相当額又は社会通念上妥当と認められる額とする。

(公表の方法)

第4条 交際費の公表については、大牟田市企業局のホームページに掲載し、公表するものとする。

(改正)

第5条 この要綱は、社会経済状況の変化に応じて、適宜検討し、見直しするものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。